

# 令和7年度総社市結婚支援事業企画及び運営業務 仕様書

## 1 業務名 総社市結婚支援事業企画及び運営業務

## 2 業務の目的

結婚の希望がある独身者に対して、出会いと交流の機会を提供する。併せて、婚活を行ううえで役立つスキルを身に付けるためのセミナーを実施することにより、参加者の結婚の希望を叶え、本市の婚姻数の増加及び定住を期待するとともに、市外在住の参加者の移住促進や関係人口の増加を図ることを目的とする。

## 3 業務の内容

### (1) 結婚支援事業の企画、運営

#### ① 趣旨

参加者が結婚に対して意識を高めるとともに、参加者同士が十分に交流でき、出会いの機会・今後の交際への発展に貢献できるようなプログラムを企画・運営すること。

#### ② 婚活イベントの企画・運営

##### (ア) テーマ等

結婚を希望する者の出会いの場となり、交際への発展を促せるようなテーマ・内容とすること。希望者が、参加しやすい、参加してみたいと思える内容を設定すること。

また、本市の地域資源や季節感をいかしたものを取り入れたり、イベントの一部に参加者同士が協力して取り組み進展が期待できる体験事業を盛り込んだりすることにより、参加者が楽しい時間を過ごせるものとする。

イベントの対象の年代によって、好まれる内容とすること。

##### (イ) 実施回数

4回以上

事業の開催日は希望者が参加しやすい日時を設定すること。

##### (ウ) 参加人数

契約期間内で男女合計120名以上

各回の男女は同数であること。内容によっては、少人数制も可とする。

提案にあたっては、各回の想定される参加者数を明記すること。

##### (エ) 対象

男女ともに20～40代の結婚を望む独身者

各回の内容やコンセプトによって、年齢を分けるなど効果的な対象とすること。

##### (オ) 会場

参加人数にあわせて、市内の会場で開催すること。

##### (カ) 参加者向けアドバイスの実施

イベントの事前・事後に、独自のメールマガジン等によるワンポイント講座や、男女別のミニセミナーを開催するなど、参加者向けのアドバイスを実施すること。

また、希望者には、個別のカウンセリングを可能な限り実施すること。個別のカウンセリングでは参加者の現状を把握した上で適切なアドバイスを行うこと。

(キ) 県事業のアナウンス

各イベント内で、おかやま出会い・結婚サポートセンターが実施している「縁むすびネット」及び「結婚相談事業」の紹介を行い、縁むすびネットへの登録促進に取り組むこと。

※紹介用パンフレット等は委託者が準備する。

※おかやま出会い・結婚サポートセンターが自ら事業の紹介を行う場合も想定している。

(ク) 本市の移住・定住促進に係るアナウンス

各イベント内で、本市の移住・定住促進に関する情報を参加者に案内すること。

※紹介用パンフレット等は本市が準備する。

(ケ) アンケートの実施

各イベント後、参加者に対するアンケートを実施し、各イベントの事業報告時に提出すること。なお、アンケート内容について、事前に本市の確認を取ること。

(コ) マッチングの実施について

イベント内でのマッチングは、実施する回と実施しない回の両方を設けたり、マッチング結果をイベント終了後にお知らせしたりするなど、対象年代等に応じて参加のハードルが高くないよう工夫すること。マッチングを実施しない回では、参加者が、任意で自分の連絡先を他者に伝えることができる内容とすること。

(サ) フォローアップ

マッチングを実施した場合、イベント終了後、カップル成立者に交流の時間を作る等、イベント以後の交際発展に効果的な取組を実施すること。

マッチング実施の有無にかかわらず、イベントの1週間後・1か月後・3か月後を目途に交際の進展状況等を把握するための経過調査を行い、年間の事業報告書に明記し提出すること。

なお、経過調査の結果等について、委託期間の終了後においても本市からの問合せに応じること。

※カップル成立者には、成婚に至った場合、本市人口増推進課に報告するようアナウンスを行うこと。

③ 婚活セミナー等の実施

(ア) テーマ等

趣旨を踏まえ、結婚を希望する者が必要なコミュニケーション力や交際マナー、身だしなみなど、婚活を行ううえで有用なスキルを身に付けられるようなセミナー等を実施すること。

(イ) 実施回数

1～2回程度(開催日は、希望者が参加しやすい日時を設定すること。)

## (ウ) 実施形態

会場や実施形態は問わないが、マッチングイベント当日のイベント開催前を基本とすること。なお、内容によっては性別や年齢別に分けて実施することも可。

### ④ 対象

20～40代の結婚を望む独身者

定員を超えた応募があった場合は、今まで婚活イベントやセミナーに参加したことがない者の参加を優先すること。

また、婚活イベントの参加者募集にあたっては、経過調査への回答等を参加要件とすること。

### ⑤ その他

- ・業務の運営にあたっては、事業のネーミング、募集、申込み・問合せの受付(参加要件の確認を含む。)、開催の周知等の各業務に付随する必要な事務等を含むものとする。
- ・参加予定者に対し、事前に電話やメール等で参加の意思を再確認するなどして、当日キャンセルを少なくするよう努めること。
- ・イベント後につきまとい等迷惑行為が起きないように対策を講じること。
- ・性的指向・性自認の多様性や、多様な家庭形態等があることなどに配慮すること。

## (2) 広報

・イベントやセミナーの集客に効果的な広報を実施すること。広報の方法について、企画提案書に具体的な内容を明記すること。

<例>

① チラシのデザイン作成, 制作, 配布

② インターネット・SNS等での情報発信

・Instagram用バナー(縦1080PX, 横1080PX)画像を作成し、提出すること

・A4版・両面・カラーの募集チラシを作成し、市内及び集客につながると見込まれる配付先に配付すること

## (3) 事業報告書の提出

各婚活イベントの事業報告書については実施後30日又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに提出すること。

事業報告書には、イベントの名称、開催内容、実施日時、実施会場、参加人数、状況報告(イベント進行記録やカップリング成立数等)、特記事項(次回の改善点等)等を記載し、状況写真、アンケート集計結果、広報等の状況を添付して提出すること。(任意様式)

また、婚活セミナー、カウンセリング、経過調査などの実施状況を含めた、全体(全てのイベント及びセミナーを踏まえたもの)の事業報告書を事業完了後30日又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに提出すること。

#### (4) その他留意事項

- ① 事業実施にあたり、必要となる各種資料の作成、スタッフの確保、会場の予約、設営及び撤去、運営に必要な備品等の調達、管理等については、受託者の責任において行うものとする。
- ② 業務の遂行にあたっては、責任者を明確にし、体制を整えて臨むこと。
- ③ 参加料を徴収する場合、実費程度の参加しやすい料金設定となるよう配慮すること。
- ④ 次に掲げる費用については、委託料の算定根拠としないこと。
  - ・受託者による会合等の飲食費
  - ・個人に金銭給付を行う又は個人の負担を直接的に軽減する事業の費用
  - ・備品又は高額な消耗品の購入等の経費
  - ・イベントにおける会食等の飲食代等(参加者の個人負担とすること。)
  - ・その他、本事業と直接関係のない人件費等の費用
- ⑤ 受託者が行っている他の事業と明確に区分して経理処理を行うこと。
- ⑥ 実施にあたっては、参加者のプライバシーに十分に配慮すること。
- ⑦ 業務を実施するにあたり、本市との緊密な連携を図ること。
- ⑧ 事業実施にあたっては、本市が行う事業であることが分かるようにすること。

#### 4 業務委託者

総社市

#### 5 委託の条件

- (1) 受託者は、委託事業の全部を第三者に再委託してはならない。
- (2) 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡又は承継させてはならない。
- (3) 受託者は、委託事業の実施に際して知り得た秘密を第三者に漏洩又は本契約の目的以外の使用をしてはならない。本契約終了後も、同様とする。
- (4) 受託者は、本事業を履行するうえで個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律を遵守すること。
- (5) 総社市契約規則第17条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を減免する。
- (6) 契約手続に係る費用は、受託者が負担することとする。

#### 6 著作権等

- (1) 事業の実施により生じた財産権及び知的財産権は、原則として全て本市に帰属するものとする。

- (2) 企画提案書の著作権は作成した者に帰属するものとするが、事前に通知することにより委託者が無償で企画提案書を使用できるものとする。
- (3) 著作権・肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者は必要な権利処理を行うものとする。なお、著作権・肖像権等に関してなんらかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理するものとする。

## 7 その他

- (1) 受託者は、当該委託業務の遂行方法等について不明な点が生じたときは、その都度委託者と協議を行い、業務の円滑かつ適切な実施に努めるものとする。
- (2) 各感染症への感染防止対策を十分に講じたうえで本業務の遂行にあたること。  
なお、感染症等により、業務実施に支障がある可能性が生じた場合、速やかにその対応について委託者と協議を行うこと。

### 【参考】総社市契約規則(抜粋)

#### (契約保証金)

第 17 条 契約を締結する者は、契約金額の 100 分の 10(山林、立木その他の物件売却にあつては、100 分の 20)以上の契約保証金を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、契約を締結する者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- (1) 契約を締結する者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約を締結する者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 過去 2 箇年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。